

感対第767-5号
令和7年1月14日

さいたま市保健衛生局保健部地域医療課長
川越市保健所長
越谷市保健所長
川口市保健所長

} 様

埼玉県保健医療部感染症対策課長

感染症発生の届出等における電磁的な方法の活用について

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第12条第1項に基づく医師の届出及び第14条第2項に基づく指定届出機関の届出について、本県ではこれまでFAXでも受け付けてきました。

しかし、このたび、FAXの誤送信による個人情報流出のリスクや新興・再興感染症の発生に対する体制整備の必要性等を踏まえ、感染症サーベイランスシステムでの届出をより一層推進することといたしました。

つきましては、これらの届出について、FAXではなく、原則、感染症サーベイランスシステムで行っていただくよう一般社団法人埼玉県医師会に別添のとおり依頼しましたのでお知らせいたします。

なお、利用者ごとに必要となるアカウントの発行については管轄保健所に問い合わせるよう記載しておりますことを申し添えます。

担 当 感染症担当

電話番号 048-830-7330

e-mail a3510-17@pref.saitama.lg.jp